

◎新潟県訓令第4号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職場研修実施要綱（昭和32年5月新潟県訓令第12号）は、平成31年3月31日限り廃止する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世